Q4 どんなトラブルの解決に 利用できるのですか。

A4 トラブルの種類や金銭の多少に限定はありません。お金の貸し借り、借地・借家に関するトラブル、離婚や遺産に関するトラブル、お隣さんとのトラブルなど、さまざまな法律上のトラブルの解決に利用することができます。

Q5 どのくらい時間が かかりますか。

A5 通常の場合、2~3 回の期日で、期間に して約3ヶ月を目標に解決 を図ります。

Q6 費用はどのくらい かかりますか。

A6 申立時に、申立手数料が10,000円(消費税込)かかります。また、各当事者双方とも、和解や仲裁が成立したときには、成立手数料が必要になります。詳しくは、別表をご参照ください。

Q7 家庭裁判所や簡易裁判所の 調停とは何が違うのですか

A7 必ず法律の専門家である弁護士が仲裁人になります。また、事案に応じ柔軟かつ迅速に、利用者に納得していただける解決を目指します。ただ、費用については、裁判所による調停手続よりも割高になることがあります。

ンターについての お答えします。

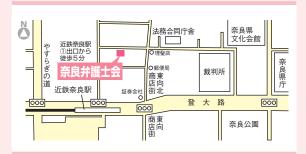
奈良弁護士会

奈良市中筋町22番地の1

TEL. 0742-22-2035

電話受付 (月~金) 午前 9:30 ~ 午後 5:00

ビルには外来の方のための駐車場はありません。付近の駐車場をご利用ください。車椅子などの方は事前にお申し出ください。



仲裁費用

申立手数料

10,000円(税込) (申立人のみ)

100万円以下の部分

成立手数料

8 %

(申立人・相手方按分) 下記の成立手数料の欄を 参照してください。

100万円を超え300 300万円を超え3,00 3,000万円を超える 下に成立手数料の早見表(00万円以下の部分 部分	5 % 1 % 0.5% 途者にしてください。
成立手数料早見表	(消費税抜)	単位…円
紛争の価格(解決額) 月	戈立手数料(総額) ー	・人当り成立手数料
100,000	8,000	4,000
500,000	40,000	20,000
1,000,000	80,000	40,000
1,500,000	105,000	52,500
2,000,000	130,000	65,000
3,000,000	180,000	90,000
5,000,000	200,000	100,000
10,000,000	250,000	125,000
15,000,000	300,000	150,000
20,000,000	350,000	175,000
30,000,000	450,000	225,000
50,000,000	550,000	275,000
100,000,000	800,000	400,000

※事案の内容によっては30%の範囲内で減額することもあります。



離婚や遺産に関わるトラブル、お隣さんとのトラブルについめえば、お金の貸し借り、借地・借家に関するトラブル、あなたのそばにある身近な争いごと、



Q₁ 仲裁センターでは何が できるのですか。

A1 仲裁人が双方の言い分をよく聞いた上で話し合いによりトラブルの解決をはかる手続(和解あっせん)を行うことができます。また、話し合いによる解決ができない時でも、双方の合意があれば(仲裁合意)、仲裁人に判断してもらい、これに従うという手続(仲裁)を行うこともできます。

Q2 ^{誰が仲裁人に} なるのですか

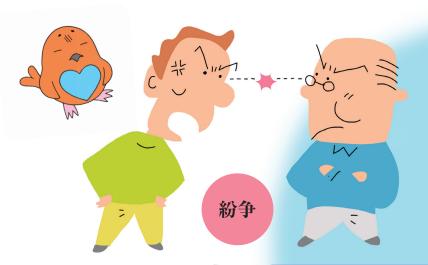
A2 奈良弁護士会所 属の弁護士が仲 裁人になります。

23 どうすれば利用 できますか。

A3 仲裁センターに申立書を提出してください。申立書のひな形は奈良弁護士会に用意しています(弁護士会HPよりダウンロードもできます)。

仲裁セ疑問に

奈良弁護士会



申立書 提出

申立手数料 10,000円(税込) (申立人のみ)

仲裁申立の 受付

申立書を仲裁センターに ご提出ください。

中裁人の選任

仲裁人を選任します。









7./

成立手数料

(申立人・相手方按分) 成立手数料の別表を参照 してください。



相手方へ通知

相手方へ通知して仲裁手続への出席を呼 びかけます。

相手方が期日に出席しない場合は手続を 進められません。相手方となった方も、 申立人の言い分を聞いてみようというお 気持ちで是非ご出席ください。

通知書

仲裁の ための期日

仲裁人が立会人となり、申立人・ 相手方双方の署名・押印を得て

和解契約書を作成します。

和解 不成立

仲裁 判断

仲裁判断は裁判所 の判決と同じ効力 があります。





